

平成 17 年 2 月 22 日

審査事務規程の一部改正（第 26 次改正）の概要について

審査事務規程について、並行輸入自動車の審査方法の統一化及び判断基準の明確化を図るため、一部改正を行い、平成 17 年 2 月 22 日（一部の項目については平成 17 年 4 月 1 日施行。）から施行しました。

改正の概要は次のとおりです。

・改正の背景

並行輸入自動車の審査の実施方法については、関係法令及び国土交通省自動車交通局の通達に基づき、審査事務規程に規定しています。しかしながら、並行輸入自動車は極めて多種多様であり、一部の特殊な並行輸入自動車に係る製作年月日の判定、技術基準の適用等の細部について審査事務規程には明記されていない部分がありました。

このため、自動車検査法人では、並行輸入自動車の審査方法の統一化及び判断基準の明確化を図るため、並行輸入自動車に係る審査事務規程の改正案の検討を行ってきました。

検討してきました改正案については、平成 16 年 11 月 22 日から 12 月 21 日までの 1 か月間、自動車検査法人ホームページ及び全国の検査部、事務所において公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

パブリックコメントの募集には 27 通（項目数 57 件）のご意見が寄せられ、寄せられたご意見については内容別に集約し、それぞれに自動車検査法人の考え方をまとめ、回答として平成 17 年 2 月 3 日に募集時と同じ方法により公開しました。

今般、パブリックコメントの募集に寄せられたご意見等を踏まえ、これまでの改正案を修正し、審査事務規程の一部改正を行います。

・審査事務規程の一部改正の概要

1. 審査事務規程本則の主な改正概要

(1) 1 - 3（用語の定義）について

並行輸入自動車及び車両識別番号（VIN）の定義を規定し、並行輸入自動車の定義では、いわゆる逆輸入車を含むことを明確にします。

(2) 2 - 5（製作年月日）について

次の事項を製作年月日とすることができることを規定します。

ア 自動車通関証明書に記載された輸入許可年月日

イ カナダ自動車安全基準（CMVSS）に適合している旨のラベルに表示された製作年月の末日

ウ 昭和 47 年以前に製作されたことが外観、製作番号等から明らかな輸入自動車（いわゆる「クラシックカー」）であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものは、その製作年の末日

(3) 2 - 13（並行輸入自動車）について

並行輸入自動車の届出に係る次の事項を規定します。

ア 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の申請に

あたって、事前に届出書等を並行輸入自動車審査要領に定めるところにより、提出すること

- イ 届出者は届出書を取り下げる場合には、取下げ願出書を提出すること
- ウ 並行輸入自動車の新規検査等の審査は、検査日の前日までに書面審査が終了しているものについて実施すること
- エ 書面審査が終了していない場合には、審査することができない旨を通告すること

(4) 3 - 3 4 (車名欄及び型式欄) について

指定自動車等と同等又は類似した構造・装置を有する並行輸入自動車に付与する型式「 - - 」の取扱いについて、現行規定3 - 3 - 4のただし書(原動機識別記号の置き換え)は、実存しない指定自動車等の型式を付与することになり、基本となる指定自動車等が不明確となることから削除します。

(5) 3 - 4 - 5 (保留) について

書面審査が終了していないため現車審査することができない旨を通告した場合に、現車審査を保留とすることを規定します。

(6) 3 - 3 - 15 (備考欄) について

(1)の表に並行輸入自動車の継続検査等の際に必要な次の事項を追加し、自動車検査証の備考欄記載事項として国に通知することを規定します。

- ア 並行輸入自動車全てについて、保安基準適用年月日、原動機型式打刻位置及び原動機最高出力時回転数
- イ 並行輸入自動車のうち乗用車(特種用途車を含む。)及び二輪車については、規制の対象となった排出ガス規制の適合年
- ウ 改造により装置が変更されている並行輸入自動車について、変更された装置名
- エ 後輪に、ばね又はショック・アブソーバを備えていない状態(いわゆるリジッド・フレーム)で輸入された並行輸入二輪自動車について、リジッド・フレームである旨

2. 審査事務規程別添2「並行輸入自動車審査要領」の主な改正概要

(1) 並行輸入自動車審査要領の項の構成

並行輸入自動車審査を書面審査と現車審査に分け、項の構成について並行輸入自動車の審査の順序に合わせ、次のとおりとします。

- 第1 目的
- 第2 届出書等
- 第3 届出書等の受理等
- 第4 書面審査の審査期間等
- 第5 書面審査
- 第6 書面審査の決裁
- 第7 現車審査
- 第8 届出書等の保存期間

(2) 各項の改正概要

第1 目的

審査要領は、並行輸入自動車の審査を適正に行うことを目的とすることについて規定します。

第2 届出書等の提出

- ア 「指定自動車と関連あり」の“関連”の語意が広いため、「指定自動車と類似」

に改めます。

- イ 届出書の添付資料を規定した表について、種別・用途の別を廃止し、「指定自動車等と同一」、「指定自動車等と類似」及び「その他」の区分毎に規定します。
- ウ 同一型式及び同一構造の複数の並行輸入自動車を、同一事務所長等に同時に提出する場合は、添付資料を1部とすることができることを規定します。
- エ 届出書等を届出者の挙証責任において郵送等による送付により提出することができることを規定します。

第3 届出書等の受理等

- ア 届出書等の受理及び不受理の取扱いを規定します。
- イ 業務量統計システムの「並行輸入自動車届出実績」を受付台帳とすることにより、台帳の様式及び記載事項を統一します。
- ウ 届出書には排出ガス試験成績表等の書類を含むことから、取下げる場合の取扱いを明確にするため、取下げ願いの手続きを規定します。

第4 書面審査の審査期間等

- ア 書面審査が終了した場合に、届出者の申告に応じ連絡することを規定します。
- イ 書面審査を保留する場合、届出者に連絡することについて規定します。

第5 書面審査

- ア 車名の審査について、次の事項を規定します。
 - a 車台の製作者が付与した車名を基本とした判定方法についての一定の手順
 - b 車台の製作者が特定できない場合に、車名を「不明」とすること
 - c 車名判定に係る規程本則の「現に存する車名」の判定方法についての一定の手順
- イ 二輪車について「指定自動車等と同一」、「指定自動車等と類似」の取扱いを規定し、その場合の型式を四輪車と同様に「 - - 」とすることを規定します。
- ウ 二輪車の型式の取扱いについて、イ に該当する場合を除き、打刻届出書の提出のある二輪車は当該届出書に記載された型式とすることを規定します。
- エ 「指定自動車等と類似（従来の「関連あり）」として取り扱う場合の条件について、「排出ガス規制が同じ」を削除し、また、「車枠が同じ」の条件としてモノコック構造のものは軸距も同じであることを規定します。
- オ 車台又は原動機に打刻等がされた番号について、車台番号又は原動機型式とする場合の要件を規定します。また、製作者が特定できないため車名が「不明」になる場合には、国土交通省による職権打刻が必要であることを規定します。
- カ 原動機の総排気量について、特定方法を規定します。
- キ 二輪車の打刻届出書について、自動車通関証明書に代わる書面として規定します。
- ク 自動車通関証明書により製作年月日を判定する場合に、製作年月日の判定資料を省略することを規定します。
- ケ 排出ガス試験及び熱害試験の成績表について、発行できる公的試験機関が財団法人日本自動車輸送技術協会、財団法人日本車両検査協会であることを規定します。また、試験自動車と当該並行輸入自動車との同一性を判断するために確認が必要な試験成績書の記載事項を規定します。
- コ 特種用途自動車の排出ガス規制について、ベース車（自動車製作者が自動車を組立て製作工場から出荷した状態の自動車）に適用される規制とすることを規定

します。また、試験成績書の提出を逃れることを防止するため、ベース車が乗用車であると判定する場合を規定します。

サ 指定自動車等と軸距のみが相違しているモノコック構造の並行輸入自動車について、技術基準への適合性を証する書面の一部を省略することを規定します。

シ 適用される技術基準について、適用対象、適合性を証する書面を省略できる条件及び同等基準を表（別表第1「同等外国基準等」参照）に整理します。また、次の事項について、同表に規定します。

- a カナダ自動車安全基準（CMVSS）のラベル貼付により、適合性を証する書面を省略できる技術基準
- b 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合しており、かつ、メーカー純正であることが確認できる場合は、「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」への適合性を証する書面を省略できること
- c 米国連邦自動車安全基準（FMVSS）及びカナダ自動車安全基準（CMVSS）のラベルにより、「トラック・バスの制動装置の技術基準」への適合性を証する書面の一部を省略できること
- d EC指令に基づき、自動車製作者が発行する完成車の適合証明書（COCペーパー）が提出された場合又はWVTAプレートが貼付されている場合に、技術基準への適合性を証する書面の一部を省略できること
- e EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証又は登録証が提出された場合に、技術基準への適合性を証する書面の一部を省略できること

ス 制動装置等の技術基準の試験成績書について、次の事項を規定します。

- a 試験成績書を発行できる試験機関は、財団法人日本自動車研究所及び外国の試験機関（独立行政法人交通安全環境研究所が指定したものに限る。）であること
- b 成績書の様式
- c 成績書を使用する場合の試験自動車と当該並行輸入自動車との相違範囲
- d 外国の試験機関で実施した試験成績書の取扱い

セ 特種用途自動車に適用される技術基準について、次の事項を規定します。

- a 原則としてベース車に適用される技術基準を適用すること
- b 最大積載量が500kgを超えるなど「貨物の運送の用に供する自動車」とされる特種用途自動車には、貨物自動車に適用される技術基準を適用すること

ソ 前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように製作され、後輪にばね及びショック・アブソーバを備えていない状態で輸入された二輪自動車（緩衝装置が取り外されているものを除く。）について、保安基準に適合するものとして取り扱うことを規定します。

タ 並行輸入自動車の最大積載量の指定について規定します。

第6 書面審査の決裁

稟議書の様式を定め、決裁の方法等を統一します。なお、稟議書は、チェックシートとして使用できるよう、書面審査の主要な項目、現車審査において確認が必要となる主要な項目及び改善事項等、審査の要点を記載できる内容とします。

第7 現車審査

ア 検査の前日までに書面審査の決裁の処理が終了している並行輸入自動車につい

て、現車審査を実施することを規定します。

イ 検査当日の書面審査を排除するため、書面審査の決裁が前日までに終了していない場合及び現車審査において届出書等と当該並行輸入自動車に検査当日に処理することが困難となる相違がある場合は、審査を保留することを規定します。

ウ 規程 2 - 4 (不適切な補修等) に該当する部位及び灯火器の配線が車体表面に露出している等取り付けが不適切な部位は、保安基準に適合しないものとして取り扱うことを規定します。

エ 現車審査の際に、排出ガス試験の等価慣性重量ランクと当該並行輸入自動車が同一ランクでなければならないことを規定します。

オ 後輪に、ばね又はショック・アブソーバを備えていないいわゆるリジッド・フレーム(緩衝装置が取り外されているものを除く。)の状態で作られた二輪車は、前輪に緩衝装置を備えていれば保安基準に適合するものとして取り扱うことを規定します。

第 8 届出書等の保存期間

取下げ願出書の保存期間及び届出書等が提出されたが新規検査等の申請がないものについて書面審査終了後 5 年を経過した場合に廃棄処分できること等について規定します。

2. 施行時期

この規程は、平成 17 年 2 月 22 日から施行する。

ただし、 . 1 . (6) の審査事務規程本則 3 - 3 - 15 (備考欄) の備考欄記載に係る規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用します。

また、この改正規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができることとします。

(添付資料)

審査事務規程の一部改正 (第 26 次改正) 新旧対照表

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
審査事務規程 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8 - 2 住友生命四谷ビル

自動車検査独立行政法人 業務部業務課

電 話 0 3 - 5 3 6 3 - 3 4 4 1 (代表)

0 3 - 5 3 6 3 - 3 5 1 9 (直通)

F A X 0 3 - 5 3 6 3 - 3 3 4 7

E-mail gyomuka@navi.go.jp